

## 長岡京市建設業退職金共済掛金取扱要領

- 1 請負者は、工事請負契約を締結した場合、工事請負契約締結後（仮契約を伴うものは本契約後）1か月以内に、勤労者退職金共済機構（以下、機構という）から共済証紙を購入し、証紙購入報告書及び発注者用掛金収納書を工事担当課へ提出すること。ただし、請負金額（消費税相当額を含む）が500万円に満たない契約においては提出を省略することができる。なお、省略できる場合であっても、必要な額の証紙は購入するものとする。
- 2 共済証紙の購入額は、次の(1)、(2)いずれかの方法により算出するものとする。
  - (1) 請負者において建設現場ごとの建退共制度の対象労働者数及びその就労予定日数を的確に把握し、それに応じた額を算出する。この場合、請負者において必要な額の算定根拠として建退共運営計画書を作成し、提出するものとする。
  - (2) 前号の額の的確な把握が困難な場合は、請負金額に、機構建設業退職金共済事業本部ホームページ記載の「共済証紙購入の考え方」に基づき算出するものとする。
- 3 工期が12か月を超えるものについては、年度ごとに、当該年度に係る額を購入し、証紙購入報告書及び発注者用掛金収納書を提出することができる。

### 附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行し、同日以降に入札手続を開始する工事から適用する。

### 附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。